

■鳥取県内における保育料等の無償化・軽減内容一覧(R7.4時点)

子育て王国課

| 主体名 | 軽減内容 | 第1子 | 第2子 | 第2子 (同時在園) | 第3子以降 | 第3子以降 (同時在園) | 備考 |
|------------------------|--|-----|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|--|
| 国 | 〇0～2歳児(3号認定) ・第2子は1/2(同時在園の場合) ・第3子以降は無償(同時在園の場合) ※年収約360万円未満相当世帯は同時在園要件なし ※生活保護世帯及び住民税非課税世帯は無償 〇3歳以上児(1号認定、2号認定)は無償 | | 一部1/2 (低所得世帯) | 1/2 | 一部無償 (低所得世帯) | 無償 | H28.4より、低所得世帯については、多子カウント撤廃 H29.4より、第2階層の第2子については無償 R元.10より、3歳以上児については無償 |
| 県 | 〇保育料無償化等子育て支援事業 ・第3子以降無償 ・低所得世帯で同時在園の第2子無償 (年収約360万円未満相当世帯) 〇中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業 ・上記に加え市町村独自の無償化事業に対し補助 ※いずれも負担割合は県1/2、市町村1/2 | | | 一部無償 (低所得世帯) | 無償 | 無償 | H28.4より低所得世帯で同時在園の場合の第2子保育料無償化を実施 |
| 共通:生活保護世帯及び住民税非課税世帯は無償 | | | | | | | |

| 主体名 | 軽減内容 | 第1子 | 第2子 | 第2子 (同時在園) | 第3子以降 | 第3子以降 (同時在園) | 備考 |
|----------|---|---------------------|------------------|--|-------|-----------------|--------------------------|
| 鳥取市 | 第2子 1/2又は1/5又は無償 第3子以降 無償 | | 一部1/2 (低所得世帯) | 1/2(第1子が3歳以上)又は 1/5(第1子が3未満)又は 無償(低所得世帯) | 無償 | 無償 | |
| 米子市 | 第2子 一部無償(低所得世帯で同時在園) 第3子以降 無償 ※県制度と同じ | | 一部1/2 (低所得世帯) | 一部無償 (低所得世帯) | 無償 | 無償 | |
| 倉吉市 | 第2子 一部無償(低所得世帯で同時在園) 第3子以降 無償 ※県制度と同じ | | 一部1/2 (低所得世帯) | 一部無償 (低所得世帯) | 無償 | 無償 | |
| 境港市 | 第2子 一部無償(低所得世帯で同時在園) 第3子以降 無償 ※県制度と同じ | | 一部1/2 (低所得世帯) | 一部無償 (低所得世帯) | 無償 | 無償 | |
| 岩美町 | 第2子 1/2又は1/4又は無償 第3子以降 無償 | | 1/2 | 1/4又は 無償(低所得世帯) | 無償 | 無償 | |
| 若桜町 | 完全無償 | 無償 | 無償 | 無償 | 無償 | 無償 | ※中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業を実施 |
| 智頭町 | 完全無償 | 無償 | 無償 | 無償 | 無償 | 無償 | ※中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業を実施 |
| 八頭町 | 第2子以降無償 | | 無償 | 無償 | 無償 | 無償 | ※中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業を実施 |
| 三朝町 | 第2子以降無償 | | 無償 | 無償 | 無償 | 無償 | ※中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業を実施 |
| 湯梨浜町 | 第2子 軽減又は無償(低所得世帯で同時在園) 第3子以降 無償 | | 65/100 | 65/100又は 無償(低所得世帯) | 無償 | 無償 | |
| 琴浦町 | 第1子 3人以上同時在園の場合無償 第2子以降 無償 | 一部無償 (3人以上同時在園) | 無償 | 無償 | 無償 | 無償 | ※中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業を実施 |
| 北栄町 | 第2子 1/2又は無償(低所得世帯で同時在園) 第3子以降 無償 | | 1/2 | 1/2又は 無償(低所得世帯) | 無償 | 無償 | |
| 日吉津村 | 第2子 一部無償(低所得世帯で同時在園) 第3子以降 無償 ※県制度と同じ | | 一部1/2 (低所得世帯) | 一部無償 (低所得世帯) | 無償 | 無償 | |
| 大山町 | ★2歳児は無償 第2子 一部無償(低所得世帯で同時在園) 第3子以降 無償 | | 一部1/2 (低所得世帯) | 一部無償 (低所得世帯) | 無償 | 無償 | ※中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業を実施 |
| 南部町 | 第2子 一部無償(低所得世帯で同時在園) 第3子以降 無償 ※県制度と同じ | | 一部1/2 (低所得世帯) | 一部無償 (低所得世帯) | 無償 | 無償 | |
| 伯耆町 | 第1子 3人以上同時在園の場合1/3 第2子 1/3又は無償(低所得世帯で同時在園) 第3子以降 無償 | 一部1/3 (3人以上同時在園) | 1/3 | 1/3又は 無償(低所得世帯) | 無償 | 無償 | |
| 日南町 | 完全無償 | 無償 | 無償 | 無償 | 無償 | 無償 | ※中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業を実施 |
| 日野町 | 完全無償 | 無償 | 無償 | 無償 | 無償 | 無償 | ※中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業を実施 |
| 江府町 | 完全無償 | 無償 | 無償 | 無償 | 無償 | 無償 | ※中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業を実施 |
| 共通:2歳児無償 | | | | | | | |

※保育認定児童は、前年度末時点の満年齢を基準として計算。(満3歳となっても次年度までは保育料が発生)

※H28.4より全ての市町村で、第3子以降無償化と低所得世帯の第2子無償化(第1子と同時在園の場合)が実施されている。

※R元.10より国の制度により3歳以上児の無償化が実施されている。

※備考欄に「中山間地域無償化モデル事業を実施」と記載のある町は、別の県制度(負担割合:県1/2、市町村1/2)を活用し独自に無償化等を実施。